

# VICSについてのお問い合わせ

- VICS の車載機の動作、その他に関するもの
- VICS のサービスエリアに関するもの
- その他、上記に類するもの

これらの内容は、お買い上げの販売店または「各地域の修理ご相談窓口」にお問い合わせください。

VICSの概念、計画、または表示された情報内容に関することは、(財) VICSセンターへお問い合わせください。(但し、地図表示型の表示内容は除く)

## (財) VICSセンター(東京センター)

電話受付 9:30 ~ 17:45  
(土曜・日曜・祝祭日を除く)  
番 号 0570 - 00 - 8831  
(全国どこからでも市内通話料金でご利用になれます。  
PHSからはご利用できません。)  
FAX受付 < 24 時間 >  
FAX番号 03 - 3592 - 5494

## VICS削除リンクに関する告知

VICSによる道路交通情報(渋滞や混雑の矢印など)を地図上に表示するためあらかじめ本機に情報提供用の単位(以下、VICSリンクと称します)を設定しています。道路形状や交通施設の変化にとまらぬ、より正確な情報提供をするため、必要に応じ、毎年、VICSリンクの追加・変更が行われます。過去からのVICSリンクの情報を永続的に提供することは容量などの理由で不可能です。追加・変更が行われた場合、該当のVICSリンクについて3年間は情報提供が行われますが、それ以降は、情報提供が打ち切られることになっております。

このため、VICSによる道路交通情報(渋滞や混雑の矢印など)の表示は「本製品」発売後、3年程度で一部の道路において情報が表示されなくなることがあります。

## VICS情報有料放送サービス契約約款

### 第1章 総則

(約款の適用)

第1条 財団法人道路交通情報通信システムセンター(以下「当センター」といいます。)は、放送法(昭和25年法律第132号)第52条の4の規定に基づき、このVICS情報有料放送サービス契約約款(以下「この約款」といいます。)を定め、これによりVICS情報有料放送サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当センターは、この約款を変更することがあります。この場合には、サービスの提供条件は、変更後のVICS情報有料放送サービス契約約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。  
(1) VICSサービス: 当センターが自動車を利用中の加入者のために、FM多重放送局から送信する、道路交通情報の有料放送サービス  
(2) VICSサービス契約: 当センターからVICSサービスの提供を受けるための契約  
(3) 加入者: 当センターとVICSサービス契約を締結した者  
(4) VICSデスクランブラー: FM多重放送局からのスクランブル化(攪乱)された電波を解読し、放送番組の視聴を可能とするための機器

## 第2章 サービスの種類等

(VICSサービスの種類)

第4条 VICSサービスには、次の種類があります。  
(1) 文字表示型サービス: 文字により道路交通情報を表示する形態のサービス  
(2) 簡易図形表示型サービス: 簡易図形により道路交通情報を表示する形態のサービス  
(3) 地図重畳型サービス: 車載機のもつデジタル道路地図上に情報を重畳表示する形態のサービス

(VICSサービスの提供時間)

第5条 当センターは、原則として一週間に概ね120時間以上のVICSサービスを提供します。

## 第3章 契約

(契約の単位)

第6条 当センターは、VICSデスクランブラー1台毎に1のVICSサービス契約を締結します。

(サービスの提供区域)

第7条 VICSサービスの提供区域は、当センターの電波の受信可能な地域(全都道府県の区域で概ねNHK-FM放送を受信することができる範囲内)とします。ただし、そのサービス提供区域であっても、電波の状況によりVICSサービスを利用することができない場合があります。

(契約の成立等)

第8条 VICSサービスは、VICS対応FM受信機(VICSデスクランブラーが組み込まれたFM受信機)を購入したことにより、契約の申込み及び承諾がなされたものとみなし、以後加入者は、継続的にサービスの提供を受けることができるものとします。

(VICSサービスの種類の変更)

第9条 加入者は、VICSサービスの種類に対応したVICS対応FM受信機を購入することにより、第4条に示すVICSサービスの種類の変更を行うことができます。

(契約上の地位の譲渡又は承継)

第10条 加入者は、第三者に対し加入者としての権利の譲渡又は地位の承継を行うことができます。

(加入者が行う契約の解除)

第11条 当センターは、次の場合には加入者がVICSサービス契約を解除したものとみなします。  
(1) 加入者がVICSデスクランブラーの使用を将来にわたって停止したとき  
(2) 加入者の所有するVICSデスクランブラーの使用が不可能となったとき

(当センターが行う契約の解除)

第12条 1 当センターは、加入者が第16条の規定に反する行為を行った場合には、VICSサービス契約を解除することがあります。また、第17条の規定に従って、本放送の伝送方式の変更等が行われた場合には、VICSサービス契約は、解除されたものと見なされます。  
2 第11条又は第12条の規定により、VICSサービス契約が解除された場合であっても、当センターは、VICSサービスの視聴料金の払い戻しをいたしません。